

令和6年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(行ウ)第3号 損害賠償等請求を怠ることの違法確認等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月11日

判 決

5 山形市相生町5番25号 弁護士法人あかつき法律事務所内

原 告 市民オンブズマン山形県会議  
 同 代 表 者 代 表 外 塚 功  
 山形県天童市

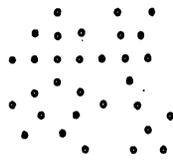
10 原 告  
 同訴訟代理人弁護士 外 塚 功  
 山形市

原 告 外 塚 功  
 原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 曉  
 同 高 橋 敬 一  
 15 同 渡 邊 大 輔  
 山形市松波2丁目8-1

被 告 山 形 県 知 事  
 吉 村 美 栄 子  
 同訴訟代理人弁護士 伊 藤 三 之  
 20 同 鹿 野 純

主 文

1 本件訴えのうち、被告が、野川政文（住所：山形県東根市）  
 ) に対し、687万1253円及びうち672万円  
 に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金  
 25 員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることの確認を求  
 める部分を却下する。



2 被告が、前項の野川政文に対し、348万3590円を支払うよう  
請求することを怠ることが違法であることを確認する。

3 被告は、第1項の野川政文に対し、348万3590円を支払うよ  
う請求せよ。

5 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用はこれを3分し、その2を原告らの負担とし、その余を被  
告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

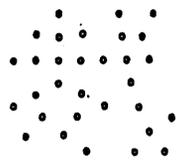
### 第1 請求

10 1 被告が、野川政文に対し、1035万4843円及びうち672万円に  
対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支  
払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。

15 2 被告は、野川政文に対し、1035万4843円及びうち672万円に  
対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支  
払うよう請求せよ。

### 第2 事案の概要

20 1 本件は、山形県に所在地を置く団体及び同県を住所地とする原告らが、  
山形県議会議員であった野川政文（以下「野川」という。）に関して、同  
人が山形県から交付を受けた平成20年度から平成26年度までの7か年  
度分の政務調査費及び政務活動費（以下、政務調査費と政務活動費を合わ  
せて「政務活動費等」という。）について、架空の人件費を支出に計上す  
ることによって返還を違法に免れているにもかかわらず、被告が野川に対する①  
損害賠償請求権及び遅延損害金請求権又は②不当利得返還請求権及び法定  
25 利息請求権（以下、①及び②を合わせて「本件各債権」という。）の行使  
を違法に怠っていると主張して、地方自治法（以下「法」という。）24  
2条の2第1項3号に基づき、上記請求権の行使を怠ることが違法である



ことの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、被告に対して同請求権を行使するよう求めた住民訴訟である。

2 前提事実等（当事者間に争いのない事実及び後掲証拠等により認められる客観的事実等）

5 (1) 関係法令の定め

山形県政務活動費の交付に関する条例（平成24年12月25日条例第60号による改正前の名称は「山形県政務調査費の交付に関する条例」）の定めの内容は、以下のとおりである。

10 ア 議員に対して交付すべき政務活動費等の額は1月当たり28万円とし、当該政務活動費等は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする（3条の2第1項）。

イ 山形県から政務活動費等の交付を受けた議員は、政務活動費等による支出に係る領収書等を添付した収支報告書を山形県議会議長に提出しなければならない（10条1項、2項、5項）。

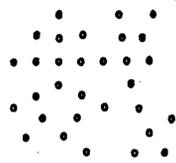
15 ウ 議員は、その年度に交付された政務活動費等の総額から、その年度における政務活動費等の支出の総額を控除した残余がある場合、これを県に返還しなければならないが、知事は、残余があると認める議員に対しては、その返還を命ずることができる（12条）。

(2) 当事者等（弁論の全趣旨）

20 ア 原告市民オンブズマン山形県会議は、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された、山形県に所在する権利能力のない社団であり、その余の原告らは、いずれも山形県の住民である。

イ 被告は、山形県の執行機関である。

25 ウ 野川は、平成7年4月から令和3年11月まで山形県議会議員であった者である。



(3) 野川による不正（甲1、3～5、弁論の全趣旨）

山形県は、平成20年度から令和2年度までの間、野川に対し、1年度当たり336万円の政務活動費等を交付した。

野川は、上記各年度において、議員事務所の事務員として勤務していない者の給料として人件費を支出したとの虚偽の収支報告書及び領収証を作成し、これを山形県議会議長に提出することにより、別表1の「返還額決定日」欄記載の日に、「返還免脱額」欄記載の政務活動費等の返還を違法に免れた。

(4) 不正の発覚及び政務活動費等の返還等

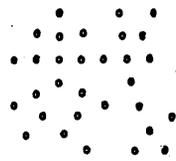
ア 野川は、令和3年11月、上記のとおり不正な方法で違法に政務活動費等の返還を免れていたことが発覚すると、同月30日、平成27年度から令和2年度までに返還を免れた政務活動費等に相当する576万円を山形県に返還した。（甲1）

また、野川は、令和3年12月20日、山形県議会議長との間で、平成20年度から平成26年度までに返還を免れた政務活動費等が合計672万円であることを確認したうえで、同額を令和7年12月までに分割して山形県に返還するとの合意（以下「本件返還合意」という。）をした。（甲1、3、弁論の全趣旨）

イ 野川は、山形県に対し、本件返還合意に基づき、別表2の「野川の支払」欄記載のとおり、令和4年1月から令和5年4月までの間に、合計672万円を支払った。（乙1～3、4の1～3、5、6の1～12）

(5) 原告らによる住民監査請求（甲3、弁論の全趣旨）

原告らは、令和4年11月25日、山形県監査委員に対し、野川が平成20年度から平成26年度にかけて返還を免れた政務活動費等672万円（以下「本件免脱額」という。）について、被告に損害賠償請求権



又は不当利得返還請求権を行使するよう勧告することを求める住民監査請求をした。

これに対し、山形県監査委員は、請求権はいずれも令和2年4月30日の時点で時効消滅しており、原告らの住民監査請求は同日から1年が経過した後にはされたものであるから、法242条2項に反し不適法であるとして、令和5年1月24日、住民監査請求を却下するとの決定をし、これを原告らに通知した。

(6) 本件訴えの提起（当裁判所に顕著な事実）

原告らは、令和5年2月21日、本件訴えを提起した。

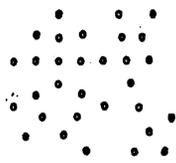
3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、被告が本件各債権の行使を違法に怠っているかどうかである。

(原告らの主張)

(1) 野川は、平成20年度から平成26年度までの間、政務活動費等合計672万円の返還を違法に免れ、山形県に損害又は損失を生じさせている。したがって、山形県は、野川に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得に基づく利得金返還請求権として、①本件免脱額の元本672万円、②野川による最終の自主返還日（令和5年4月26日）までの確定遅延損害金又は確定法定利息金合計363万4843円、及び③上記672万円に対する最終自主返還日の翌日から支払済みまで改正前民法所定年5分の割合による遅延損害金又は法定利息金の支払を求める権利、すなわち本件各債権を有しているにもかかわらず、被告は、その行使を違法に怠っている。

これに対し、被告は、本件各債権は法236条1項の消滅時効により既に消滅していると主張するが、本件各債権については、法236条1項ではなく民法の消滅時効が適用されるのであり、野川は消滅時効を援



用していない。

また、被告は、本件各債権は野川の自主返還によって既に消滅していると主張するが、野川による返還はあくまで自主的な寄付又は贈与にすぎず、本件各債権に対する弁済ではない。

5 (2) よって、原告らは、法242条の2第1項3号に基づき、本件各債権の行使を怠る事実が違法であることの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、被告にこれを行わせるよう求める。

(被告の主張)

10 本件各債権は、法236条1項の消滅時効の適用を受けるが、野川の不正が発覚した令和3年11月の時点で、債権発生から5年以上が経過しているから、既に時効消滅している。

15 また、野川の不正が発覚した時点で、同人が提出した虚偽の収支報告書等は、既に保存年限の経過により廃棄されていたため、本件各債権の存在を立証し、これを行わせることは困難であったが、このような状況下で、被告は、野川との間で本件返還合意をし、令和5年4月26日までに本件免脱額全額の返還を受けている。そうすると、被告は、現実に即した可能な限りの債権管理義務を尽くし、野川に対する債権の全額を回収したとい

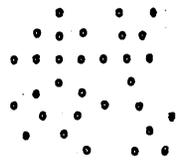
20 以上によれば、山形県の野川に対する請求権は既に消滅しており、現在、被告が請求権の行使を違法に怠っているとはいえない。本件訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 適法な住民監査請求前置の有無について（職権による判断）

25 争点に対する判断に先立ち、原告らの住民監査請求（前提事実(5)）が法242条2項に定める期間内にされたものといえるかを検討する。

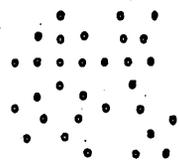
(1) 法242条2項は、同条1項の規定による住民監査請求は、当該行為



のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする  
ことができない旨を定めている。そして、財産の管理を怠る事実に係る実体  
法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わ  
った場合には、継続的な財務会計上の行為の終わった日から1年を経過  
したときはこれを対象とする住民監査請求をすることができないのと同  
様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とす  
る住民監査請求をすることができないものと解するのが相当である（最  
高裁判所平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号115  
3頁）。

(2) そうすると、本件各債権に法236条1項の消滅時効が適用されるの  
であれば、同債権は、最も発生が遅い平成26年度の政務活動費等に係  
る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生した日、すなわち本来  
より少額の返還額が決定されることにより野川が違法不当に差額の返還  
を免れた平成27年7月1日から5年後の令和2年7月1日が経過した  
時までに、野川による時効援用の意思表示がなくとも時効消滅するから  
(同条2項)、同時点から1年後の令和3年7月1日よりも後にされた  
原告らの住民監査請求は、法242条2項に反し不適法なものとなる。

そこで、本件各債権について法236条1項の消滅時効が適用される  
かを検討するに、同項が金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権  
利につき5年の消滅時効期間を定めたのは、普通地方公共団体の権利義  
務を早期に決済する必要があるなど、主として行政上の便宜を考慮した  
ことに基づくものであるから、同項の消滅時効期間の定めは、このよう  
な行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であって、他に時効期間  
につき特別の規定がないものについて適用されると解すべきである。そ  
して、同項の「他の法律」には、民法等の一般私法規定も含まれるとい  
うべきであり、普通地方公共団体が有する金銭債権であっても、その本

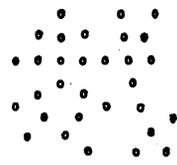


質が私法上の債権であるものについては、特に行政上の便宜を考慮すべき債権を除き、民法の消滅時効に関する規定が適用されると解するのが相当である（最高裁判所昭和41年11月1日第三小法廷判決・民集20巻9号1665頁、同裁判所昭和50年2月25日第三小法廷判決・民集29巻2号143頁、同裁判所平成17年11月21日第二小法廷判決・民集59巻9号2611頁各参照）。

これを本件各債権についてみるに、政務活動費等それ自体は、法及び条例の規定に基づいて交付されるものの、本件各債権は、野川が違法に政務活動費等の返還を免れ、山形県に損害又は損失を生じさせたことを発生原因とする、民事上の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権であって、その内容は、損害又は損失の填補を目的とする点で、私人間における損害賠償又は利得金返還と性質を同じくするものであるから、その本質は私法上の債権というべきである。そして、普通地方公共団体の議会の議員が政務活動費等の収支報告書等を捏造し、違法に政務活動費等の返還を免れたため、当該公共団体が当該議員に対して損害賠償請求権又は利得金返還請求権を行使する事態は、その発生が偶発的であって多発するものとはいえないから、これらの請求権につき、特に行政上の便宜を考慮する必要があるとはいえない。

(3) したがって、本件各債権については民法の消滅時効が適用されると解すべきであるから、その消滅時効完成後に野川が消滅時効を援用した場合に限り時効消滅する（民法145条）が、本件において、野川が消滅時効を援用した事実は認められない。そうすると、原告らの住民監査請求があった時点で、本件各債権は時効消滅しておらず、怠る事実に係る請求権はまだ存在していたものであるから、原告らの住民監査請求は、法242条2項に定める住民監査請求期間内にされたものといえる。

よって、原告らの住民監査請求は適法であり、本件訴えは適法な住民



監査請求を前置したものということができる。

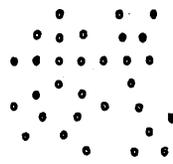
## 2 争点（被告が本件各債権の行使を違法に怠っているか）に対する判断

5 (1) 前提事実(3)のとおり、野川は、平成20年度から平成26年度までの間、架空の人件費を支出した旨の虚偽の収支報告書及び領収証を作成し、別表1「返還額決定日」欄記載の日に、同「返還免脱額」欄記載の金額の政務活動費等の返還を違法に免れ、山形県に同金額の損害又は損失を生じさせている。したがって、山形県は、野川に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得に基づく利得金返還請求権のほか、これ  
10 に対する債権発生時の法定利率年5分の割合による遅延損害金請求権又は法定利息請求権を取得していたこととなる。

もつとも、野川は、令和3年12月20日、山形県議会議長との間で本件返還合意をした上で、令和4年1月25日から令和5年4月26日にかけて、山形県に対し、別表2「野川の支払」のとおり合計672万円を支払っているところ、これは、本件返還合意の存在及びその内容に  
15 照らし、本件各債権の弁済の趣旨で行われたものと認められる。

これに対し、原告らは、野川の支払は自主的な寄付又は贈与にすぎず、本件各債権の履行として支払ったものではないと主張する。しかしながら、本件返還合意において平成26年度までの政務活動費等に対する返還に関して「自主返還（寄付）」との表現が用いられているのは、当該  
20 支払が期間の経過により地方公共団体の会計処理上政務活動費等の返還として扱うことができないという事務処理上の都合によるものと認められる。民事上の債権債務関係としては、野川は、自身が政務活動費等の返還を違法に免れたことを認め、これによる山形県の損害を賠償し又は不当利得を返還するために支払をしているのであって、これは本件各債  
25 権の弁済に他ならないから、原告らの主張は採用できない。

(2) 以上を踏まえ、現在の本件各債権の額を検討するに、野川と山形県議

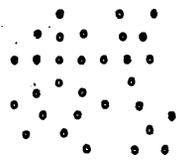


会議長は、本件返還合意において、山形県の損害又は損失の元本額が672万円であることを確認するとともに、野川による分割弁済の総額をこれと同額と定めているから（前提事実(4)）、野川と山形県との間では、野川による支払を元本に充当する旨黙示に合意したものと認められる。また、平成20年度から平成26年度までの各免脱額に対する弁済充当については、野川と山形県議会議長はいずれも何らの指定をしていないと認められるので、弁済期の先後により、年度の古いものからさきに充当すべきこととなる（民法488条4項3号）。これに従い、令和5年4月26日までに発生した確定遅延損害金等の金額を計算すると、別表3のとおり、合計348万3590円となる。

したがって、山形県は、野川に対し、348万3590円の支払請求権を有するところ、地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条ないし171条の7の規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁判所平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。そうすると、被告は、上記請求権の行使を違法に怠っており、同請求権を行使すべき義務を負っているといふべきである。

(3) これに対し、被告は、本件各債権は既に時効消滅しているから、現在、被告が同債権の行使を違法に怠っているとはいえないと主張するが、本件各債権が時効消滅していないことは前記判断のとおりである。

また、被告は、本件各債権の存在を立証する手段がない中、可能な限りの債権管理義務を尽くし、令和5年4月26日までに本件免脱額全額の返還を受けているから、被告が同債権の行使を違法に怠っているとはいえないと主張する。

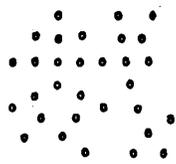


しかしながら、被告も入手可能であったと認められる野川を被告人とする刑事事件の訴訟記録（甲4、5）によれば、野川が、平成20年4月から平成27年3月までの間、月額8万円の架空人件費を計上し、その返還を違法に免れていたことは明らかであるうえ、令和3年12月20日には、野川と山形県議会議長との間で、この期間に返還を免れた政務活動費等の額が合計672万円であることが確認されている（前提事実(4)ア）。そうすると、被告は、現在までに山形県の損害又は損失の全体を知っていたか、少なくとも容易に知ることができたというべきである。

そして、遅延損害金請求権又は法定利息請求権についてみると、山形県議会議長は、野川との間で本件免脱額の元本について分割返済を内容とする本件返還合意をしているが、これは普通地方公共団体の長による履行期限延長の特約又は処分（地方自治法施行令171条の6第2項、1項）ではないし、その当時、野川が本件免脱額を一時に返還することが困難であったこと（同条1項4号）を示す証拠もない。そうすると、本件返還合意によって損害賠償債務又は不当利得返還債務の履行期限が延長されたとはいえないから、被告は、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の元本のみならず、損害又は損失の発生から支払済みまで法定の年5分の割合による遅延損害金請求権等を行すべきこととなる（同条2項参照）が、山形県は、現在までに、令和5年4月26日までに発生した確定遅延損害金等の返済を受けていない。

したがって、被告が現在までに野川に対する請求権を行行使し終えたとはいえないから、被告の主張は採用できない。

(4) よって、被告は、野川に対し、348万3590円を支払うよう請求することを違法に怠っており、同請求権を行すべき義務を負っているというべきである。



これに対し、本件各債権のうち上記金額を超える部分については、野川の弁済によって既に消滅している。そうすると、本件訴えのうち、同請求を怠ることが違法であることの確認を求める部分は、訴えの利益がないことから不適法であるし、原告らの請求のうち、被告に同請求権を行使するよう求める部分は理由がない。被告は、本件訴えのうち被告に本件各債権を行使するよう求める部分について、野川の弁済によって同債権が消滅したから訴えの利益がないと主張するが、法242条の2第1項4号に基づき義務付けを求められた請求権の存否は、訴えの利益ではなく本案の問題であるから、被告の主張は採用できない。

#### 10 第4 結論

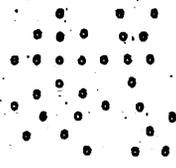
以上によれば、本件訴えのうち、被告が野川に対し687万1253円及びうち672万円に対する令和5年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることの確認を求める部分はいずれも不適法であるから、これを却下し、原告らのその余の請求のうち、被告が野川に対し348万3590円を支払うよう請求することを怠ることが違法であることの確認を求め、また、被告に同請求をするよう求める部分は理由があるから、これらを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

20 山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官

宮 崎 謙

25



裁判官

---

加 賀 谷 友 行

5

裁判官

---

長 崎 壮 汰

別表1 返還免脱額

交付年度	返還額 決定日	返還免脱 額(円)
平成20	H21.7.1	960,000
平成21	H22.7.1	960,000
平成22	H23.7.1	960,000
平成23	H24.7.2	960,000
平成24	H25.7.1	960,000
平成25	H26.7.1	960,000
平成26	H27.7.1	960,000

別表2 野川の支払

支払日	支払額 (円)
R4.1.25	1,680,000
R4.4.18	360,000
R4.7.19	360,000
R4.10.12	360,000
R5.1.13	330,000
R5.4.26	3,630,000

別表3 充当関係・発生遅延損害金

交付 年度	返還額 決定日	返還免脱 額 (円)	野川の支払						
			R4.1.25	R4.4.18	R4.7.19	R4.10.12	R5.1.13	R5.4.26	
			1,680,000	360,000	360,000	360,000	330,000	3,630,000	
平成20	H21.7.1	960,000	960,000						
期間			12年208日						
発生金額			603,353						
平成21	H22.7.1	960,000	720,000	240,000					
期間			11年208日	83日					
発生金額			555,353	2,728					
平成22	H23.7.1	960,000		120,000	360,000	360,000	120,000		
期間				10年291日	92日	85日	93日		
発生金額				518,268	10,586	5,589	1,528		
平成23	H24.7.2	960,000					210,000	750,000	
期間							10年195日	103日	
発生金額							505,643	10,582	
平成24	H25.7.1	960,000						960,000	
期間								9年299日	
発生金額								471,320	
平成25	H26.7.1	960,000						960,000	
期間								8年299日	
発生金額								423,320	
平成26	H27.7.1	960,000						960,000	
期間								7年299日	
発生金額								375,320	

合計 3,483,590



これは正本である。

令和6年7月30日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 林 俊 介

